

**第40回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議**  
**(R3.10.29・書面開催) 結果**

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和3年10月31日(日)から

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

○収容定員が設定されている場合

【人数上限】

「5,000人」又は「収容定員の50%」のいずれか大きい方

【収容率】

①大声での歓声・声援がないことを前提とし得るもの:収容定員の「100%」

②大声での歓声・声援があることが想定されるもの :収容定員の「50%」

→「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方まで

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む。)には適用しない。)

○収容定員が設定されていない場合

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保する。

※事前相談(全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントが対象)及び事後フォローアップについて

・主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること

・主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出すること

(2) 屋内施設及び屋外施設の取扱いについて

【期 間】令和3年10月25日(月)から

施設を使用する場合は、主催者などに対して徹底した感染防止対策を行うよう、引き続き要請する。

◇以下の感染防止対策を徹底する。

・マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策

・諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底

・三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策

## 2 公共施設使用料の対応について

埼玉県において、令和3年10月31日以降のイベント等の開催制限が一部緩和されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする市の施設使用のキャンセル対応については、10月31日以降の使用料は還付しないものとする。